

春日部市自転車駐車場条例

春日部市春日部自転車駐車場条例（平成17年条例第147号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 駅周辺の環境整備を図り、もって駅前広場の機能増進に寄与するため、春日部市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
春日部駅西口自転車駐車場	春日部市中央一丁目42番地
豊春駅前自転車駐車場	春日部市上蛭田128番地2
南桜井駅自転車駐車場	春日部市大倉496番地463
南桜井駅西側自転車駐車場	春日部市大倉420番地6

（管理）

第3条 自転車駐車場は、市民部暮らしの安全課が管理する。

（収容対象自転車）

第4条 自転車駐車場において収容できる自転車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（3輪以上のものを除く。）でなければならない。

（自転車駐車場の使用方法）

第5条 自転車駐車場の使用方法は、春日部駅西口自転車駐車場、豊春駅前自転車駐車場及び南桜井駅自転車駐車場にあっては定期使用又は一時使用とし、南桜井駅西側自転車駐車場にあっては年間使用とする。

（定期使用及び年間使用できる者の資格）

第6条 定期使用及び年間使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、市内に居住している者であること。
- (2) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。）に就学中の者であること。
- (3) 市内の事業所等に勤務している者であること。
- (4) その他市長が特に認めるもの

(使用の許可等)

第7条 自転車駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可（一時使用を除く。次条において同じ。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第8条 前条第1項の規定による許可を受けた者は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(不正使用に対する措置)

第10条 市長は、第7条第1項の規定による許可を受けていない者が自転車駐車場に自転車を駐車させているときは、当該自転車を撤去することができる。

2 前項の規定により撤去した自転車に対する措置については、春日部市自転車放置防止条例（平成17年条例第149号）第10条第4項及び第12条の規定を適用する。

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。この場合において、定期使用者及び年間使用者については、前納するものとする。

(使用料の免除)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により自転車駐車をすることができないとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、規則で定める使用者心得を守らなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自転車駐車の施設等に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第16条 自転車駐車場内において、天災、火災、盗難その他市の責めに帰さない理由により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 南桜井駅自転車駐車場の使用に係る申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(春日部市庄和自転車駐車場条例の廃止)

3 春日部市庄和自転車駐車場条例（平成17年条例第148号）は、廃止する。

(経過措置)

4 施行日前までに、改正前の春日部市春日部自転車駐車場条例（平成17年条例第147号）又は前項の規定による廃止前の春日部市庄和自転車駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第11条関係）

自転車駐車場使用料金表

名称	区分		使用料	
春日部駅西口自転車駐車場	定期使用者	地階・1階	1か月	2,400円
			3か月	6,900円
			6か月	13,800円
		2階	1か月	2,200円
			3か月	6,300円
			6か月	12,600円
		3階	1か月	2,000円
			3か月	5,700円
			6か月	11,400円
	一時使用者		1回	150円
豊春駅前自転車駐車場	定期使用者		1か月	2,100円
			3か月	6,300円
			6か月	12,600円
	一時使用者		1回	150円
南桜井駅自転車駐車場	定期使用者	1階	1か月	2,400円
			3か月	6,900円
			6か月	13,800円
		2階	1か月	2,200円
			3か月	6,300円
			6か月	12,600円
	一時使用者		1回	150円
南桜井駅西側自転車駐車場	年間使用者		年間	6,000円

備考

- 1 1回とは、24時間以内の1利用をいう。
- 2 一時使用する場合において、使用時間が24時間を超えたときは、24時間増すごとに150円を加算する。
- 3 年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 南桜井駅西側自転車駐車場を年間の途中から使用する場合の使用料は、当該使用料の1/2分の1に申請月（月の途中において申請する場合も含む。）からその後最初の3月までの月数を乗じた額とする。